

令和5年度分 環境報告書（概要）

本報告書は、「環境配慮促進法」に基づき、環境省の環境配慮等の状況を公表するものであり、「環境省環境配慮の方針」に基づく「環境省環境マネジメントシステム^{*1}」における目標の達成状況のほか、「グリーン購入法」及び「地球温暖化対策推進法」等に基づき環境省が実施している各種取組状況も調査した。また、併せて、同方針に基づく環境保全のための政策の企画・立案の状況についても調査した。その結果の概要は以下のとおり。

オフィス活動分野：環境配慮の取組の状況等

6つの項目（電気使用量、公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量、用紙使用量、グリーン購入・調達状況、廃棄物排出量、温室効果ガス排出量）について、令和5（2023）年度目標を達成している項目は電気使用量、用紙使用量、グリーン購入・調達状況及び廃棄物排出量であり、その他の項目については、今後、より一層の努力が必要な状況となっている。

インプット

（1）電気使用量

①目標（環境マネジメントシステム）

【対象】環境省全体※原子力規制委員会を除く

令和5（2023）年度目標として「前年度比で約2%削減する」としている。



②実績

令和5（2023）年度の実績は、前年度比で**95.0%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
電気使用量 (kWh)	11,553,991	11,304,069	11,492,526	9,742,098	13,410,146
平成25年度を100とした場合の割合	100	97.8	99.5	84.3	116.1
年度	H30	R1	R2	R3	R4
電気使用量 (kWh)	11,179,299	11,568,389	14,174,027	11,513,079	12,048,563
平成25年度を100とした場合の割合	96.8	100.1	122.7	99.6	104.3
年度	R5				
電気使用量 (kWh)	11,452,096				
平成25年度を100とした場合の割合	99.1				

③電気使用量の削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、OA機器の節電を励行、電灯・電気機器の節電を励行すること等について掲げている。
- 「環境省実施計画^{*2}」においては、クールビズ・ウォームビズの励行、機器の省エネルギーモード設定の適用等による待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する等の取組を進める。
- 「グリーン購入法基本方針」において、OA機器、家電製品等について、電気使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められており、環境省では、これらの物品等について、「環境省調達方針」に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進める。

(2) 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量



①目標 (環境マネジメントシステム)

【対象】環境省全体※原子力規制委員会を除く

令和5(2023)年度目標として「前年度比で約10%削減する」としている。

②実績

令和5(2023)年度の実績は、前年度比で**99.9%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	855,820	1,006,978	1,479,945	1,217,685	1,216,162
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	117.7	172.9	142.3	142.1
(参考) 地方環境事務所の職員数(人)	857	859	1,002	1,037	1,096
年度	H30	R1	R2	R3	R4
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	1,204,587	980,168	709,826	487,726	497,167
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	140.8	114.5	82.9	57.0	58.1
(参考) 地方環境事務所の職員数(人)	1,137	1,152	1,162	1,145	1,155
年度	R5				
公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	496,782				
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	58.0				
(参考) 地方環境事務所の職員数(人)	1,169				

③ 公用車の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、「燃料使用量（水素及び電気使用量を含む）及び二酸化炭素換算排出量を適宜把握する」ことを掲げている。
- 「環境省実施計画」において、車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行うこととしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められており、環境省では「環境省調達方針」に基づき、これらの自動車について適切に調達を行う。

(3) 用紙使用量

① 目標（環境マネジメントシステム）

【対象】環境省全体※原子力規制委員会を除く

令和5（2023）年度目標として「前年度比で約2%削減する」としている。



② 実績

令和5（2023）年度の実績は、前年度比で**94.1%**となっている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
用紙使用量 (t)	129	124	153	160	147	161	118	155	96	85	80
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	96.1	118.6	124.0	114.0	124.8	91.5	120.2	74.2	66.0	62.2

③ 用紙使用量削減に向けた取組

- 「環境マネジメントシステム」において、省内LANの活用や積極的な電子決裁システムの活用等を掲げている。
- 「環境省実施計画」において、閣議、審議会等資料のペーパーレス化を進め、やむを得ず用紙を使用する場合は、必要最低限の量となるよう見直しを図ることとしている。

(5) グリーン購入・調達状況

① 目標

（環境マネジメントシステム※環境省調達方針^{※3}に従う）

【対象】環境省全体※原子力規制委員会を除く

- 一般公用車：令和5（2023）年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は**100%**とする。
- 電気冷蔵庫等：令和5（2023）年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は**100%**とする。



○紙 類：調達を実施する品目については、特定調達物品等の調達目標は100%とする。

②実績

○一般公用車：令和5（2023）年度の特定調達物品等の調達実績は平均して100%となっている。

○電気冷蔵庫等：令和5（2023）年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。

○紙 類：令和5（2023）年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。

循環利用・アウトプット

(1) 廃棄物排出量



①目標（環境マネジメントシステム）

【対象】環境省全体※原子力規制委員会を除く

令和5（2023）年度目標として「前年度比で約10%削減する」としている。

②実績

令和5（2023）年度の廃棄物総量及び可燃ごみ排出量の実績は、それぞれ前年度比で75.7%及び62%となっている。

<廃棄物総量>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
廃棄物総量 (t)	298	304	303	300	294	305	514	489	798	469	355
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	102.0	101.7	100.7	98.7	102.3	172.5	164.1	267.8	157.4	119.1

<可燃ごみ排出量>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ排出量 (t)	159	142	139	132	217	219	221	179	202	166	103
平成25年度を100とした場合の割合 (%)	100	89.3	87.4	83.0	136.5	137.7	139.0	112.6	127.0	104.4	64.5

③廃棄物の排出削減に向けた取組

○「環境マネジメントシステム」において、廃棄物総量の削減を図るため、エコバッグ等の使用の徹底、レジ袋等の辞退、使い捨て商品の購入・使用の回避等を掲げている。また、可燃ごみ排出量の削減を図るため、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の把握し、状況に応じ削減に向けた取組を図ることとしている。

○「環境省実施計画」において、庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

(2) 温室効果ガス排出量



① 目標（環境省実施計画）

【対象】 環境省全体

平成25（2013）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに88%削減することを目標とする。

② 実績

令和5（2023）年度の実績は、平成25（2013）年度比で基礎排出係数では82.6%、調整後排出係数では57.3%となっている。

<温室効果ガス排出量（基礎排出係数）>（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	9,176	11,159	10,093	10,383	9,923	10,234	9,753	7,216	6,004	7,164	7,582
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	121.6	110.0	113.2	108.1	111.5	106.3	78.6	65.4	78.1	82.6

<温室効果ガス排出量（調整後排出係数）>（環境省全体）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	9,030	9,439	9,709	10,273	10,166	7,893	7,985	6,528	5,227	6,439	5,173
平成25年度を100とした場合の割合（%）	100	104.5	107.5	113.8	112.6	87.4	88.4	72.3	57.9	71.3	57.3

③ 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

- 「環境省実施計画」において、再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組（太陽光発電の最大限の導入）、建築物の建築、管理等に当たっての配慮（建築物における省エネルギー対策の徹底）、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮（電動車・LED照明・省エネルギー型機器の導入等）、その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮（廃棄物の3R+Renewable）、ワークライフバランスの配慮、職員に対する研修等（職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供）の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」においても上記取組等を積極的に推進することとしている。
- グリーン購入について、環境省では「環境省調達方針」に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進める。

政策分野：環境施策の状況

令和5（2023）年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、環境省施策体系に掲げる施策（10施策）と各施策に含まれる目標（47目標）とし、各施策に含まれる目標ごとについて評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。

政策への反映状況は、以下の表のとおりである。

令和5年度事後評価（政策評価）の概要

【環境省施策体系に掲げる施策（10施策）】

①地球温暖化対策の推進、②地球環境の保全、③大気・水・土壌環境等の保全、④資源循環政策の推進、⑤生物多様性の保全と自然との共生の推進、⑥化学物質対策の推進、⑦環境保健対策の推進、⑧環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備、⑨地域脱炭素の推進、⑩放射性物質による環境の汚染への対処

【政策への反映状況】

反映状況	政策へ反映された目標数
施策の改善・見直し	0
概算要求に反映	22
機構・定員要求に反映	6

<※1>環境省環境マネジメントシステム

環境省では、環境省の環境マネジメントシステムにおいて、目標を設定するとともに、環境省環境マネジメントシステム設置要綱を定めている。

<※2>環境省実施計画

「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」に基づき策定された、「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和4年6月28日策定）。

<※3>環境省調達方針

グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規程に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入基本方針が定められている。環境省では、グリーン購入基本方針に則して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めている。